平成２９年（フ）第７８号
北海道網走郡津別町字共和25番地１　特別養護老人ホーム　いちいの園、住民票上の住所北海道網走郡津別町字共和25番地１
債務者　田中　典己
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第６０号
岩手県奥州市水沢区字八反町87番地５　遠藤アパート１号室
債務者　藤井佳奈美
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第６２号
岩手県奥州市水沢区東大通り１丁目３番11号
債務者　佐々木英紀
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第６３号
岩手県奥州市江刺区杉ノ町６番35―１号　パセオわかばＡ棟　102号室、旧住所岩手県奥州市水沢区真城字北塩加羅74番地７　ル・リアン　ｓｈｉｎｗａ　Ｂ号
債務者　千葉　里枝
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第６５号
岩手県奥州市水沢区真城字中道１番地３　雇用促進住宅真城宿舎２号棟　405号室
債務者　菅原　陽子
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第２７２号
埼玉県深谷市原郷709番地
債務者　原　　直美
１　決定年月日時　平成29年10月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第４０５号
相模原市中央区清新５丁目15番７号　クリヤビル304号
債務者　石野　順二
１　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３４６号
静岡県三島市中（東藤代町）259番地の９　エンゼルハイム藤代第２―101
債務者　土屋　博行
１　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７７号
さいたま市南区根岸１丁目６番16号　コーポ恵201
債務者　佐々木時子
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５４１号
埼玉県草加市谷塚町1080番地１　コーポ詩苑102号、旧住所東京都足立区保木間１丁目11番19号
債務者　岡山　　章
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５７９号
埼玉県越谷市花田５丁目13番地10　ロテュース豊蔵105号
債務者　石川　新一
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５９７号
埼玉県越谷市赤山町３丁目138番地　ダイアパレス越谷Ⅱ501号
債務者　田村　柳子
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２８７号
埼玉県行田市富士見町１丁目11番地13
債務者　嶋田　綾花
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３５０号
愛知県岡崎市小針町字城跡125番地　フレグランス小針Ｄ―202
債務者　渡辺　　梓（旧姓澤中）
１　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第４２１０号
東京都中央区日本橋小網町９番３号
破産者　株式会社アイビーシステム
１　決定年月日　平成29年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２号
福井県丹生郡越前町金谷第18号152番地３
破産者　内藤　　淳
１　決定年月日　平成29年10月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１１号
埼玉県所沢市向陽町2103番地の２
破産者　リブロリーヴァ・リソース合同会社
１　決定年月日　平成29年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７６９号
東京都三鷹市井口２丁目10番13号
破産者　松本　　馨
１　決定年月日　平成29年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部